

# 入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行うため、公立大学法人福島県立医科大学契約細則第5条の規定に基づき公告する。

令和4年2月25日

公立大学法人福島県立医科大学理事長 竹之下 誠一

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 機械設備定期保全管理業務 一式
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島市光が丘1番地

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 福島県庁舎等維持管理業務入札参加資格制限措置要綱第2条及び第7条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (6) 県内に本店又は支店・営業所等を有していること。
- (7) 福島県作成の令和4・5年度庁舎等維持管理業務入札参加有資格者名簿（『機械設備保全管理業務』）に掲載されていること。
- (8) 500床以上の病院における当該業務に関する受託実績が過去10年間に同一施設で3年間以上あること。
- (9) 延床面積50,000㎡以上の国、地方公共団体又は独立行政法人の施設における当該設備に関する受託実績が過去10年間に同一施設で3年間以上あること。
- (10) 第1種エネルギー管理指定工場の施設における当該設備に関する受託実績が過去10年間に同一施設で3年間以上あること。
- (11) 業務責任者は正社員であり、かつ一級管工事施工管理技士の資格を有する者とし、かつ500床以上の病院において当該業務に関し1年間以上の実務経験を有する者をおくことができること。

### 3 入札参加手続等

#### (1) 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の入札参加資格確認申請書（様式 1）に 2 に掲げる資格を有することを証明する書類を添付して、令和 4 年 3 月 11 日（金）午後 5 時まで に次に掲げる場所へ提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 960-1295 福島県福島市光が丘 1 番地

公立大学法人福島県立医科大学 総務課 管財・施設係 電話 024-547-1017

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和 4 年 3 月 11 日（金）午後 5 時まで必着とする。

#### (2) 仕様書等の閲覧期間及び閲覧場所

ア 閲覧期間 令和 4 年 2 月 25 日（金）から令和 4 年 3 月 10 日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

イ 閲覧場所 上記 3（1）に掲げる場所に同じ

#### (3) 仕様書等に対する質問及び回答

ア 受付期間 令和 4 年 2 月 25 日（金）から令和 4 年 3 月 4 日（金）まで

イ 受付方法 入札仕様書等に関する質問書（様式 7）を上記 3（1）に掲げる場所へ提出すること。

ウ 回答予定日 令和 4 年 3 月 8 日（火）

#### (4) その他 現場説明会は行わない。

### 4 開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和 4 年 3 月 23 日（水）午後 1 時 30 分

(2) 場所 公立大学法人福島県立医科大学 1 号館 1 階 第 1 カンファレンスルーム

(3) その他 入札は、入札書（様式 4）を直接持参することとし、郵送その他の方法による入札は認めない。

### 5 入札保証金及び契約保証金

入札説明書による。

### 6 入札の無効

上記 2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

### 7 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、令和 4 年 4 月 1 日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる

### 8 その他

#### (1) 契約書作成の要否 要

(2) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) その他詳細は、入札説明書による。